

一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 6 月 15 日

貝塚市長 牛尾 治朗



1. 入札に付する事項

- (1) 名 称 貝塚市立小・中・義務教育学校公用スマートフォン端末及び通信サービス等提供業務
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで
地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約による。
※翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する。
- (4) 予定価格 設定あり（非公開）
※初期費用及び月額費用それぞれに予定価格を設定する。

2. 担当部署

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

貝塚市教育委員会 教育部 教育総務課（市役所本庁舎 5 階）

電 話 072-433-7105

メー ル kyoikusomu@city.kaizuka.lg.jp

開庁時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 ※土曜日・日曜日・祝日除く

3. 参加資格等

入札参加者は、貝塚市に「一般競争（指名競争）入札参加資格申請」を行い、入札参加資格を得た者とする。

ただし、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 市の入札参加停止措置を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同上第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

4. 入札参加手続き等

入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札関係書類閲覧場所及び期間

入札関係書類は下記ホームページアドレスからダウンロードすること。

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/somu/topics/sumaho.html>

(2) 参加申込書類の提出

(a) 提出書類

記載のホームページアドレスからダウンロードし、各1部提出すること。

なお、紙面による配布は行わない。

① 貝塚市一般競争入札参加申込書、一般競争入札参加受付票（様式第1号）

② 入札参加資格誓約書（様式第2号）

(b) 入札参加受付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月24日(水)午後5時まで

(c) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送（郵送の場合、特定記録郵便とし、令和8年6月24日(水)午後5時必着とする。受付票を返送するので必ず返信用封筒を同封すること。）

提出先は、2の部署とする。

(3) 入札参加資格の決定

入札参加資格がない場合には、令和8年6月26日(金)午後5時までに電話で連絡する。電話での連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。

(4) 質疑受付期間及び方法

令和8年6月15日(月)から令和8年6月19日(金)の午後5時まで

質疑書（様式第3号）により、2の部署宛に持参又は電子メールにより提出する。電子メール送信後は必ず電話で受信の確認を行うこと。なお、電話による質問の受付は行わない。

※別紙仕様書に定める、端末の機種について、同等品を申請する場合は、質疑書に同等品の仕様が分かるものを記載又は添付し、申し出ること。結果については、質疑回答の際にあわせて市ホームページに掲載する。

(5) 質疑回答

令和8年6月23日(火)午後5時までに、回答をホームページに掲載する。

(6) 現地説明会

現地説明会は、実施しない。

(7) 入札日時及び場所

令和8年6月30日(火) 午後1時30分 貝塚市役所本庁舎5階大会議室

(8) 契約の締結

令和8年7月1日

5. 入札保証金

貝塚市契約規則第7条第1項第3号に基づき免除する。

6. 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

4(7)記載のとおり

(2) 入札時に持参する書類

(a) 印鑑（代理人の場合は代理人の印）

(b) 委任状（代理人が入札する場合のみ必要）

(3) 入札に参加できない者

入札の開始時刻に遅れた者

(4) 入札にあたっての注意事項

(a) 入札参加者は、入札書に入札金額、入札者の住所、商号又は名称、代表者名を記載して、市契約検査課に届けている届出印を押印して提出すること。

(b) 入札書には、契約期間中の費用の合計を記入すること。

また、入札金額は、業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

(c) 入札者は、入札書に消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(d) 代理人により入札をする場合は、受付時に委任状を提出すること。

なお、代理人は、2者以上の入札参加者を代理することはできないものとする。

〔入札書には、入札者（委任者）と代理人（受任者）の住所、氏名を併記し、代理人の押印により入札のこと。〕

(e) 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(f) 入札日に出席しなかった者、入札開始時刻に遅刻した者は辞退したものとみなす。

(5) 無効となる入札

(a) 所定の入札書以外で行った入札

(b) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(c) 入札書に記名押印がない入札

(d) 入札金額、入札者の氏名、その他必要事項が識別し難い入札又は誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札

(e) 1人の入札者又はその代理人が2人以上の入札者を代理した入札

(f) 委任状の提出のない代理人がした入札

(g) 入札者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の入札者記名欄に、入札者名と代理人名の連記及び代理人の押印のない入札

- (h) その他入札に関し不正行為のあった入札者又は代理人の入札
 - (i) 入札参加条件に違反した入札
- (6) 開札・落札者の決定
- (a) 開札は、入札締切り後直ちに入札者又は代理人の面前で行う。
 - (b) 開札後、有効な入札のうち、初期費用及び月額費用がいずれも予定価格の範囲内で、最低価格者を落札者と決定する。
 - (c) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより決定する。この場合、くじ引きを辞退することはできない。
 - (d) 開札の結果、入札価格のいずれも予定価格を上回る場合は、再度、入札を実施することがある。この場合において、再度入札の回数は2回を限度とし、なお予定価格に達しないときは、入札を打切る。

8. その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合がある。
- (2) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは契約の締結はできない。
- (3) 入札時において、入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。

上記の各項目を熟覧のうえ、入札に参加されるようお願いいたします。